

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p>（加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続）</p> <p>8-4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(5) 輸出通関時に提出される<u>上記(1)の確認申告書</u>により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる事項は、<u>下記イからハまでに掲げる事項</u>とする。</p> <p>なお、<u>生地及び革の規格書等並びに製品及び副資材に係る資料等（以下「生地規格書等」という。）</u>を提出することにより<u>当該事項が確認できる場合には、当該事項について確認申告書の記載を省略して差し支えない。</u></p> <p><u>これら提出された生地規格書等については、確認印（C-5000）を押印して確認申告書とともに申告者に返付する。</u></p> <p>なお、<u>返付に際し、申告者に、生地規格書等は、製品の再輸入の際の</u></p>	<p>第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p>（加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続）</p> <p>8-4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p><u>(5) 上記(1)の確認申告書（その添付書類を含む。）により下記(6)のイからハまでに掲げる事項が確認できない場合には、令第22条第3項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本（革の見本を含む。以下同じ。）の提出を求めるものとする。また、製品、副資材についても必要に応じてサンプルの提出を求めるものとする。</u></p> <p><u>この場合、1契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等（生地見本並びに製品及び副資材のサンプルをいう。以下同じ。）の提出は省略して差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。</u></p> <p><u>これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印（C-5000）を押なつて上記(1)の確認申告書等とともに申告者に返付する。</u></p> <p>なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一括管理し、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p><u>(6) 輸出通関時に提出される確認申告書（その添付書類を含む。）又は生地見本等により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>なお、<u>提出された生地見本等により以下の事項が確認できる場合には、当該事項について「確認申告書」の記載を省略して差し支えない。</u></p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一括管理し、保管には十分注意するよう指導する。</u></p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>（加工組立減税の手続）</p> <p>8－5 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税の手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第23条第 1 項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）（8－4(5)により返付された<u>生地規格書等</u>を含む。以下 8－11及び 8－12(2)ロにおいて同じ。）を提示するものとする。</p> <p>(4)～(7) （省略）</p> <p>（加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続）</p> <p>8－10 令第24条において準用する定率法施行令第 5 条の 3 に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T－1065）とし、2 通（原本、承認書用）を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち一通（承認書用）に承認印を<u>押印</u>して申請者に交付する。この場合において、加工組立減税を受けようとする製品の輸入申告の際に、当該承認書の写しを提出させる。</p>	<p>イ～ハ （同左）</p> <p>（加工組立減税の手続）</p> <p>8－5 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税の手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第23条第 1 項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）（8－4(5)により返付された<u>生地見本等</u>を含む。以下 8－1 及び 8－12(2)ロにおいて同じ。）を提示するものとする。</p> <p>(4)～(7) （同左）</p> <p>（加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続）</p> <p>8－10 令第24条において準用する定率法施行令第 5 条の 3 に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T－1065）とし、2 通（原本、承認書用）を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち一通（承認書用）に承認印を<u>押なつ</u>して申請者に交付する。この場合において、加工組立減税を受けようとする製品の輸入申告の際に、当該承認書の写しを提出させる。</p>